

第 33 回府中市フットサルリーグ 実施要項

大会名称	第 33 回府中市フットサルリーグ
目 的	生涯スポーツの一環として、地域のスポーツ活動の発展と、フットサルを通じて市民相互の交流を深めると共にフットサルの普及につとめる。
主 催	府中市フットサル協会
主 管	府中市フットサルリーグ運営委員会
後 援	府中市、府中市教育委員会
協 賛	株式会社アスレタ「ATHLETA」
期 日	2025 年 4 月～2026 年 3 月
会 場	市内小中学校体育館、郷土の森総合体育館 他

参加資格

1. チームには必ず代表者を有し、20 歳以上でチームを統括し代表として責任を負うことができる者とする。
2. チームを構成する選手は、以下の通りとする。
 - (1) 市内在住・在勤・在学者を常時 2/3 以上有すること。
 - (2) 年齢はシニアの部、Maduras の部以外については 13 歳以上とする。但し、中学校に在学中の選手はこの年齢制限を適用しない。シニアの部においては 37 歳以上、Maduras の部においては 50 歳以上とする。
 - (3) シニアの部と Maduras の部においてアンダーエイジ枠を設け 5 名まで登録することができる。ただし、ピッチ上に同時に出場できるのはシニアの部は 2 名、Maduras の部は 1 名を超えてはならない。アンダーエイジ枠はシニアの部は 32 歳以上 36 歳以下、Maduras の部は 45 歳以上 49 歳以下の選手とする。
 - (4) 選手は複数のチームに登録・出場することはできない。
ただし、一般の部とシニアの部、女子の部と Maduras の部においては両カテゴリーへの登録・出場を認める。
 - (5) 女子の部において、都道府県リーグ以上の上部リーグに登録している選手は、ピッチに同時に 2 名を超えて出場してはならない。ただし、36 歳以上の場合には適応しない。
 - (6) Maduras の部において、都道府県リーグ以上の上部リーグに登録している選手は、ピッチに同時に 1 名を超えて出場してはならない。またアンダーエイジ枠と都道府県リーグ以上の上部リーグに登録している選手が同時にピッチに出てはいけない（どちらか 1 名のみ）。
 - (7) 年齢の起算日は、2025 年 4 月 1 日とする。
3. チームには必ず運営委員および審判員を有し、登録する。
 - (1) 運営委員・審判員の登録について、他の部との兼任登録を認める。
 - (2) 審判員については、有資格者を 2 名以上登録する。
4. 定期的に特定の体育館を使用出来るチームであり、原則として、リーグ期間中に 2 回以上会場を確保できること。
5. 傷害保険にチームで加入していること。

6. 役員会で承認されたチームであること。

競技方法

1. 大会形式は、各部における総当たりのリーグ戦とする。
2. 一般の部は、1部・2部・3部を設け、原則として各年度の最後に昇降格を行う。
ただし、各部の設定、昇降格の詳細については、当該年度の参加チーム数により役員会にて決定する。
3. リーグにおける順位決定方法は、勝ち3点、引き分け1点、負け0点の勝点により、各試合の勝点の合計で決定する。なお、合計が同じ場合は以下の順にて決定する。
(1)得失点差 (2)総得点数 (3)当該チーム間の対戦結果 (4)抽選
4. 試合球は各チームの持ち寄りとし、フットサルボール公式球を用意・持参する。
5. 試合当日は、審判員2名を帯同し、審判員は必ず用具（警告・退場カード、時計、笛）を携行する。
6. オフィシャル（得点・ファールの計測）も審判担当チームが行う。

競技規則

1. 当該年度（公財）日本サッカー協会制定の『フットサル競技規則』による。
2. 試合時間はランニングタイムで計測し下記の通りとし、ハーフタイムは原則2分とする。
また、タイムアウトは無しとする。
(1)・一般の部、シニアの部、中学生の部・・・30分（15分ハーフ）
・女子の部、Madurasの部・・・20分（10分ハーフ）
(2)施設側の事情等により試合時間の変更を余儀なくされた場合は、当該チーム・審判の了承のもと試合を行い、試合結果とともにその旨を報告すること。
3. 原則として交代要員は、競技者と異なる色のビブスを用意し、着用しなければならない。
4. 交代は、登録内において無制限とする。
5. 用具について
(1)ユニフォームは、フィールドプレーヤー・ゴールキーパーとも正の他に、原則として副として正と異なる色彩のユニフォームを携行すること。ただし、副のユニフォームを準備できない場合は、ビブス(ゼッケン)等を準備し試合に支障がないようにする。
*ビブス(ゼッケン)等の採用の際には、交代の手続きについても事前に確認する。
(2)ユニフォームには、背番号を付ける。背番号のない選手は試合に出場出来ない。ただし、試合当日に着用するユニフォームに不備がある場合は、当該試合の審判・相手チームの承認された場合に限り着用を認められる。
(3)シューズは、床面を痛めるスタッドの付いたシューズや床面にマークをつけるシューズの使用は認められない。原則として、靴底の接地面がアメ色または白色もしくは無色透明のものを使用すること。ただし、ノンマーキング表示がある場合のみ着色された靴底を認める。
(4)すね当ては着用しストッキングによって完全に覆われていること。
(5)装身具（ネックレス・指輪・ブレスレット・イヤリング等）については、競技規則を厳守し一切の着用を認めない。また、それを覆う為のテープの使用も認めない。

表 彰

1. 各部門の1～3位にはチーム表彰する。
2. 一般・シニアの部の優秀選手には個人表彰する。
※優秀選手の選出は、1試合毎に相手チームより1名・当該審判より勝利チーム（引き分けの場合は任意）から1名選出を行い、試合結果報告書に正確な氏名を記載すること。
3. Maduras の部の得点王には個人表彰する。
※得点王の選出は年齢に応じて点数を加算して（アンダーエイジ枠：得点×0、50歳代：得点×1、60歳代：得点×2、70歳代：得点×3、80歳代：得点×4）1名を選出する。

そ の 他

1. リーグ開始後の選手追加登録は随時行える。所定の『選手登録（追加・抹消）届け』に記入の上、事務局と各部の運営責任者にメール等にて送付すること。
2. 退場を命じられた選手は次の1試合に出場できず、それ以降の処置についてはリーグ規律委員会で決定する。リーグ規律委員会は役員会にて定めるものとする。
3. 当初予定の試合が出来なかった場合、以下の通りとする。
 - (1)会場等の都合により、試合日程を変更することが出来る。その場合、まず日程変更が確定した段階で事務局と各部運営責任者にメール等で報告し、該当チームに連絡、調整を行う。該当チーム間で調整し確定した日程を、事務局と各部運営責任者にメール等で報告する。
*該当チーム間においてもメール等でやりとりした証拠を残すことが望ましい。
 - (2)上記のように事前の連絡・調整をしたものを除き、チームの事由により試合が出来なくなった場合、(1)と同様に関係チームに対し連絡し、調整を行う。なお、別途定められた期日までにその試合を行えなかった場合、その試合は不戦敗（勝点0、0対5）とする。
 - (3)当日のキャンセル・無断放棄・未登録選手の出場のあったチームについては、当該日の試合結果は1回目の場合は0-5の負け(*勝点-3)とし、2回目発生した場合は以降の試合は出来るが、勝点は0点とし、次年度のリーグ加盟は出来ない。
4. 実施要項等に違反、もしくは、その他不都合な行為のあった時はその出場を停止する。
5. 怪我などの事故が発生した場合、当該チームにて対応し主催者は一切の責任を負わない。
6. 参加チームは、競技の進行が円滑にできるよう案内・注意事項等を遵守し協力すること。
7. その他、要項にない事項の発生の場合は役員会にて決定する。

《補足事項》

【体育館使用上の注意】

1. 各体育館の利用時間は下記の通りとする。
総合体育館及び地域体育館：18時～21時
市内小中学校体育館：19時～21時
※準備・片付けも含むので、利用時間は厳守すること。
2. 小中学校体育館を使用する時は、翌日の学校教育に支障のないように使用する。
 - (1)学校内は禁煙。校門付近で吸い殻を捨てない。
 - (2)体育館内・校舎内は土足禁止。選手以外も室内履きを着用する。
3. 体育館の壁に向かってのキック等の禁止事項は厳守する。試合中も注意を怠る。

4. 必要な範囲にマットやネット等で養生を行う。
5. 体育館内の備品を使用する場合は、管理責任者の許可を得て使用し、必ず元の場所に戻すこと。
6. 万一、壁等が破損してしまった場合は、早急に施設の管理責任者に報告すると共に、事務局に『事故報告書』を提出する。
7. 体育館使用後は清掃し、ゴミは必ず持ち帰ること。
8. 試合中のガムを噛む、飴をなめる等の体育館を汚す可能性がある行為を禁止する。

【会場責任団体の役割】

1. 体育館の利用に関してピッチの設営及び試合進行について責任を持って行い、試合結果の報告も行う。ただし、小中学校体育館の設営については、該当の所有チームが行う。
2. 市内小中学校及び総合体育館の使用料について、責任団体は当該チームから使用料を徴収し当日精算とする（女子・Madurasの部のみ）。
3. ラインの不足分（ペナルティエリア等）はテープを貼る。
4. 各チームの代表者との打合せ
 - (1)体育館使用上の注意を説明する。
 - (2)時程及び試合順を決定する。
 - (3)登録票を確認し、追加選手がある場合は報告を受ける。
 - (4)ピッチの説明
 - (5)簡単なルールの確認
5. 試合終了後の確認事項
 - (1)結果報告書の記載事項に不足がないかを確認し（チーム代表者・審判員のサイン、一般・シニアの部は、優秀選手の記載）、各部の運営責任者へ1週間以内に報告すること。
※結果報告は1週間以内に届かなかった場合は、責任団体チームのその日の試合結果は全て0-5の負けとする。
 - (2)役員会に報告すべき重要な事項が発生した場合は、重要事項報告書に詳細を記載し、各部の運営責任者と事務局にメール等で提出する。
 - (3)会場設営に使用するラインテープが不足した場合は、事務局に連絡の上、受け取る。
※前期日程調整会にて、予定本数を渡します。
 - (4)試合中に発生した事故については、各チームの保険（スポーツ保険等）で対応するが、入院・手術等の大きな事故については、24時間以内に『事故報告書』を事務局にメール等で提出する。
 - (5)終了後に体育館の点検を行う。

【中学校の部の注意事項】

1. 学校に選手登録表を提出すること。
2. 選手の保護者に、リーグ参加についての説明をすること。
3. 試合当日の時間や開催場所についても、保護者に事前に伝えること。
4. 試合後は、速やかに帰宅させること。